

斑鳩町インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「斑鳩町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓 約 書

以下を誓約いたします。

今般、斑鳩町の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴町における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴町の指示に従い、貴町に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴町に対し一切異議、苦情などは申しません。

1.私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に掲げる者のいずれにも該当しません。

2.私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と斑鳩町に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3.私は、貴町の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴町の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴町に対し一切異議、苦情などは申しません。

斑鳩町インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する方
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 斑鳩町が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

(参考:地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(参考:暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)

第2条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1)公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとりて斑鳩町が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2)売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間斑鳩町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3)公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4)入札保証金および売払代金を銀行振込する場合、斑鳩町(執行機関)が納付を確認できるまで5営業日程度要することがあります。(営業日とは土日祝日および12月29日から1月3日までの休日を除く日をいいます。)納付期限までに斑鳩町(執行機関)が納付を確認できない場合は、参加者へ納付したかどうかを電話または電子メールにより確認の後、領収書をご提示いただくことがあります。

(5)公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)上の公有財産売却の物件詳細画面や斑鳩町(執行機関)において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札前に斑鳩町(執行機関)が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。(実施しない場合があります。)

(6)売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、斑鳩町のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下、「入札参

加申込書」といいます。)を印刷し、必要事項を記入・押印後、受付確認表、入札日前3ヶ月以内に発行された住民票抄本(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本)および入札日前3ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書を添付のうえ、斑鳩町総務部政策財政課に提出してください。(郵送の場合は、必ず書留または配達記録郵便で送付してください。また、申込締切日必着とします。)

・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、入札参加申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに入札参加申込書が必要になりますが、添付書類である住民票抄本(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本)および印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。

・上記、提出した書類については、一切返還いたしません。

(7) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など斑鳩町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 斑鳩町は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

(4) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(5) 財産は現況のまま所有権移転します。斑鳩町は工作物の補修、撤去、立木の伐採、雑草の草刈などの負担および調整は行いません。また、越境物の処理については、斑鳩町は関与しません。(契約後に判明した場合も同様です。)

(6) 所有権の移転登記は、落札者本人に対して行います。斑鳩町は中間省略登記には応じません。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびKSI官公庁オークションに登録されているメールアドレスを斑鳩町に開示され、かつ斑鳩町がこれらの情報を斑鳩町役場文書取扱規程に基づき、5年間保管すること。

・斑鳩町(執行機関)から公有財産売却の参加者に対しKSI官公庁オークションで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 斑鳩町は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者

の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

売却財産が不動産の場合、共同入札することができます。

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者で行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票抄本(法人の場合は商業登記簿謄本)および印鑑登録証明書ならびに共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した入札参加申込書を申込締切日までに斑鳩町(執行機関)に提出することが必要です。なお、入札参加申込書は斑鳩町のホームページより印刷することができます。

ウ. 入札参加申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ. 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた方のみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名ですする必要があります。

・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の住民票抄本(法人の場合は商業登記簿謄本)ならびに印鑑登録証明書および入札参加申込書を申込締切日までに斑鳩町(執行機関)に提出することが必要です。原則として、申込締切日までに斑鳩町(執行機関)が提出を確認できない場合、入札を行うことができません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、斑鳩町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、斑鳩町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。

- ・原則として、入札開始2開庁日前までに斑鳩町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、斑鳩町のホームページより入札参加申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、受付確認表、住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、斑鳩町総務部政策財政課に提出してください。（郵送の場合は、必ず書留または配達記録郵便で送付してください。また、申込締切日必着とします。）

- ・入札参加申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」に「○」をしてください。

- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

- ・法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したIDで公有財産売却の参加申し込みを行います。が、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

- ・共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、斑鳩町のホームページより入札参加申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、受付確認表、住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、斑鳩町総務部政策財政課に提出してください。（郵送の場合は、必ず書留または配達記録郵便で送付してください。ま

た、申込締切日必着とします。)

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が斑鳩町に到着後、斑鳩町(執行機関)から「納入通知書」を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、斑鳩町が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、斑鳩町が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。
- ・入札参加申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・斑鳩町が指定する金融機関については、下記を参照してください。

1 指定金融機関

株式会社南都銀行

2 収納代理金融機関

株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、近畿労働金庫、奈良信用金庫、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、奈良県農業協同組合

※いずれも日本国内で業務を営むすべての店舗(代理店を除く)

(3)入札保証金の斑鳩町への帰属

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに斑鳩町の定める契約を締結しない場合は斑鳩町に帰属し、返還しません。

(4)入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1)入札

入札保証金の納付が完了した方のみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2)入札をなかったものとする取り扱い

斑鳩町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する方が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1)落札者の決定

入札期間終了後、斑鳩町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のIDを落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のIDと落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 斑鳩町（執行機関）から落札者への連絡

落札者には、斑鳩町（執行機関）から入札終了後、あらかじめIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・斑鳩町（執行機関）が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、斑鳩町（執行機関）が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金は斑鳩町に帰属し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、斑鳩町（執行機関）に連絡する際や斑鳩町（執行機関）に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

斑鳩町（執行機関）は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には斑鳩町（執行機関）より契約書を郵送しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して斑鳩町（執行機関）が設定する契約締結期限までに斑鳩町（執行機関）に直接持参または郵送（必ず書留または配達記録郵便）してください。

ア. 必要な書類

(ア) 市町村が発行する身分証明書

(イ) 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下、「収入印紙等」といいます。）

(ウ) 自動車については、斑鳩町（執行機関）が契約書を郵送する際に別途指示する必要書類

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。（その場合、入札保証金は斑鳩町に帰属します。）

(2)売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1)売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、充当の申請があったときは、落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額となります。

(2)売払代金の残金納付期限について

落札者は、斑鳩町の指定する売払代金の残金納付期限までに斑鳩町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金は斑鳩町に帰属し、返還しません。

(3)売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次のアの方法で納付してください。(現金書留による現金の送付、現金の持参、郵便振替払出証書または郵便為替証書の送付または持参および銀行振出の小切手の持参はできませんので、ご注意ください。)

なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

また、売払代金の残金納付期限までに斑鳩町が納付を確認できることが必要です。

ア. 斑鳩町(執行機関)が用意する納付通知書による納付

5. 入札保証金の返還

(1)落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

株式会社ネットラストは、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座(ゆうちょ銀行を除く。)への振込のみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共

同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

斑鳩町は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には斑鳩町(執行機関)より契約書を郵送しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する身分証明書に、不動産については収入印紙等を自動車については別途指示する必要書類を併せて斑鳩町(執行機関)に直接持参または郵送(必ず書留または配達記録郵便)してください。

斑鳩町(執行機関)が売払代金の残金の納付を確認した後、不動産については落札者の請求に基づいて斑鳩町(執行機関)が不動産登記簿謄本上の権利移転のみを行い、自動車については、落札者が自動車登録手続きを行います。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(不動産)

(1)斑鳩町のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに斑鳩町(執行機関)へ提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は、契約締結後14日以内となります。

(2)共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に斑鳩町(執行機関)に対して任意の書式にて申請してください。

(3)所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

(自動車)

落札者は「使用の本拠の位置」管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

3. 注意事項

(1)落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など斑鳩町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2)公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(3)売買契約締結に、議会の議決を要する物件の場合、仮契約を締結後、議会の議決を得て、斑鳩町が意思表示をしたときに本契約となる仮契約を締結するものとします。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(不動産)

(1) 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は落札者の負担となります。

(2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。
(コピーは不可)

売払代金の残金を銀行振込で納付する場合、売払代金の残金を納付後、領収証書(コピーは不可)などを斑鳩町(執行機関)に郵送(必ず書留または配達記録郵便)してください。

共同入札者が落札者となり、登記名義を持分割合とする登録免許税を納付したことを証する領収証書(コピーは不可)は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

所有権移転登記を行う際に、斑鳩町(執行機関)と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を郵送するために郵送料(切手1,500円程度)が必要です。

(自動車)

(1) 権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙、自動車取得税など)は、落札者の負担となります。

ア 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。

イ 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する方、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害が発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、斑鳩町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、斑鳩町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、斑鳩町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、斑鳩町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、斑鳩町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、斑鳩町は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、IDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず斑鳩町は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

斑鳩町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、斑鳩町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、斑鳩町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、斑鳩町に無断で転載・転用することは一切できません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。